

# 4月から国民年金保険料の額が変わります

平成22年度の国民年金保険料は15,100円です。保険料は納付期限までに納めましょう。

## ○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成22年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、平成22年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が送付されます。

## ○口座振替を利用して納めている方の場合

平成22年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は送付されません)

なお、振替方法の変更を希望される方は届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

## ※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分と併せて2カ月分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくことになります。


なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取扱いができなくなり、毎月納付の口座振替として、当月分を翌月末に引き落とししていくことになります。

(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)

国	民
年	金

〈問合せ先〉  
岐阜南年金事務所  
☎273-6161





## 消・防・署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195

### その場所 車を止めて大丈夫ですか?

消火栓や防火水槽は何のためにあるか知っていますか。答えは一つ。消火活動に欠かすことのできないもので、火災発生時には消火に必要な水を消防隊に供給する大切な施設です。

消火栓や防火水槽は、道路脇や歩道上などに設置されており、その位置を示すため標識を掲げています。

当消防本部では定期的に調査や点検・整備を行い、いつどこで火災が発生しても、直ちに消火活動ができる体制をとっていますが、火災発生時に消火栓や防火水槽付近に違法駐車車両があると障害となり、消火活動の妨げとなります。

このような事態を避けるため道路交通法では次の場所での駐車を禁止しています。

- 消火栓から5メートル以内の部分
- 防火水槽の側端またはこれの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- 指定消防水利の標識から5メートル以内の部分(指定水利には、プール、池、井戸、河川などがあります)
- その他、駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地のない狭い道路

火災時に被害を最小限にとどめることができるか否かは、早い現場到着と消防水利の確保にかかっています。

火災は他人事ではなく、いつあなたに襲いかかってくるかわかりません。

消火活動に支障となる違法駐車は絶対にやめましょう。

